

各 位

瑞浪商工会議所

瑞浪市より、以下の情報提供がありましたので、よろしくお願ひします。
今後、市の広報（防災無線）で情報提供されますので、ご留意ください。

新型コロナウイルス感染拡大防止のための
営業時間短縮等の要請見込みについて（周知）

日頃は、瑞浪市政にご理解ご協力いただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症に伴う状況は、全国的には緊急事態宣言を発出している都府県やまん延防止等重点措置の対象地域が拡大しており、岐阜県内においても1日の新規感染者数が、8日連続で100人を上回り、感染の急拡大に歯止めがかかっていないところです。

岐阜県の対応については、まん延防止等重点措置区域の指定を受けて、対象の16自治体に対し協力要請を行っていますが、5月16日（日）より、新たな区域の追加が予定され、瑞浪市も対象地域となる見込みです。

1. **要請期間** 5月16日（日）から5月31日（月）まで（16日、17日は猶予期間）
2. **対象業種** 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店（宅配、テイクアウトサービスを除く。）、バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗
3. **協力金支給条件** 岐阜県の新型コロナ対策実施店舗向けステッカーを取得、掲示し、感染予防対策を行うこと など

今後は、岐阜県のホームページやテレビ、新聞などの報道にご留意ください。

日々感染拡大している新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、事業者の皆様方におかれましては、営業時間の短縮（5時～20時）や酒類の提供を行わないことなどにご協力をお願い申し上げます。

（注意！） 県協力金の対象については諸条件がございますので、
詳細につきましては、必ず下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金相談窓口（コールセンター）
058-272-8192（9時～17時）